

SPCによる不適切な業務遂行に対する是正勧告後の対応について

1. これまでの経過

9月に発生した「新広域ごみ処理整備・運営事業 運営業務委託契約書(以下「契約書」とする。)」及び「要求水準書」に違反する行為について、10月6日にSPCから「顛末報告書」の提出を受けました。その報告書により茨城県県央環境保全室へ10月27日に報告を行いました。11月6日付で、契約書に基づく「是正勧告」をSPCに通告し、11月30日付で「是正報告書」が組合に提出されました。

2. 発生状況

水質管理は、電気伝導率を指標とし自動調整していますが、電気伝導率を早急に調整しなければという思い込みから、自動水質管理機能用に調整してあるバルブを「手動で全開」にしました。それにより、床側溝からの排水が間に合わず、床が浸水状況となりました。また、この状況を回避するために、正規とは異なる場所から排水を行い、その集水桝からの流末が「敷地内への排水系統であろうとの誤った思い込み」がありました。この状況の要因を下記に示します。

- ・人的要因：①技術的知識の不足 ②実施作業に対する疑問意識の不足
- ・物的要因：①誤作業を行った時を想定していなかったこと
- ・管理的要因：①管理指導的な立場としての技術知識の不足 ②作業管理の書類不備

3. 是正勧告の主な内容

- ・要求水準書に基づいた適切な排水処理を行わず、機器冷却水を雨水排水として放流したことについて、即日改善すること求めました。
- ・発注者モニタリングにおいて不適切な排水業務に関する一切の報告をしなかったことについて、報告書をまとめ提出を求めた。

4. 是正勧告に対する主な改善

- ・手動での操作を取りやめ、設計通りに電気伝導率を指標として、自動調整で機器冷却水の水質を管理することに加え、床側溝から排水が溢れたことの改善策として配管を改良しました。
- ・不適切な業務に関する報告を「顛末報告書」にて提出し、改善対策・再発防止策については「是正報告書」を提出しました。

5. SPCの主な今後の対策

- ・施設全体の設備(リサイクルセンター含む)の「マニュアル」、「作業手順書」、「作業要領書」の確認、必要に応じて内容を見直します。
- ・運営本社職員を会議等に参加させ、業務内容の監視を行う。並びに、管理側職員及び現場作業員に対し、担当役職に応じた再教育を実施します。
- ・「改善提案箱」を設置して職場環境等アンケートを実施し、SPC全職員からの意見を把握し、職員の技術や業務に対する能力向上や風通しの良い職場づくりを目指します。
- ・本施設より排水される雨水が周辺環境に影響がないことを確認するため、「水質汚濁防止法」に定める検査項目について、雨水集水桝の水質を約3年間を目途に検査し、ホームページ等に掲載します。

6. 組合の主な今後の対応

- ・「是正報告書」の改善内容の通り、現場も含め適切に実行されたことを確認しました。また、モニタリングにおいて、不定期による施設内の設備及び運転状況の検査を実施し、監視・管理の強化に努めていきます。
- ・施設のマニュアル等の見直しを行った場合、その内容と現場も含めて確認を行います。
- ・今回の報告内容につきましては、ホームページ等で周辺住民への周知を検討しております。